10 福祉医療費助成制度

問 福祉医療課（市庁舎1階／☎214－2127）

対象者		資格	所得制限	申請に必要なもの	
重度心身障がい者	身体障害者	身体障害者手帳1～3級の人	あり※	健康保険証、申請者の本人確認書類（運転免許証など）	身体障害者手帳
	知的障がい者	療育手帳A、A1、A2、B1の人			療育手帳（岐阜県交付のもの）
	精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳1～2級の人			精神障害者保健福祉手帳
	戦傷病者	戦傷病者（特別項症～第4項症）で身体障害者手帳4級の人			戦傷病者手帳・身体障害者手帳
	6か月以上ねたきり	65歳以上の在宅でねたきりのため、食事・歩行・入浴などに介助が必要な人			6か月以上ねたきり認定判定書
ひとり親家庭等		母または父、満18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の児童など			児童扶養手当証書または遺族年金証書
子ども		満18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の児童	なし		

※市外から転入の人は所得課税証明書（本人・扶養義務者等）が必要な場合があります。

11 生活保護／福祉資金貸付／ひきこもり相談／DV相談 など

問 福祉政策課（市庁舎10階／☎214－2345）

■民生委員・児童委員

地域の福祉に関する相談を受け、見守りや支援を行う、地域福祉の担い手です。お困りのときは、お住まいの地区の民生委員・児童委員へお気軽にご相談ください。お住まいの地区の民生委員・児童委員がご不明な場合は、お問い合わせください。

問 生活福祉一課・二課・三課（市庁舎3階／☎214－2156～ 2164）

■生活保護

生活の維持が困難になった世帯を対象に、最低限度の生活を保障するため、生活保護法による援助（生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭の8扶助）が受けられます。

■福祉資金貸付

臨時的・一時的な事情で生活にお困りの人を対象に資金を貸し付けます。条件がありますので詳細はご相談ください。

■生活困窮者自立支援

生活の維持が困難になった人を対象に相談にのり、抱える課題を解決することで生活の再建を図ります。お気軽にご相談ください。☎265－3777（予約優先）・☎214－2158

問 岐阜市社会福祉協議会（都通2－2／☎253－0294〈専用〉）

■生活福祉資金貸付

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯を対象に、福祉資金や教育支援資金などを貸し付けます。自立相談支援事業の申し込みや民生委員の意見書が必要になる場合があります。そのほか、条件がありますので、詳細はご相談ください。

問 ひきこもり相談室（市庁舎10階／☎214－3703／✉ hikikomori-soudan@city.gifu.gifu.jp）

■ひきこもり相談窓口

面談は予約制です。まずは電話やメールでご連絡ください。オンライン申請も可。◆**受付日時**　平日の午前8時45分～午後5時30分

問 岐阜市DV相談窓口☎0120－783－305〈相談専用〉

■ドメスティック・バイオレンス（DV）の相談

配偶者や恋人からの暴力などに悩んでいる人の相談をお受けします。◆**受付日時**　月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）の午前9時～午後4時45分

問 あんしんつながりステーション岐阜駅東（橋本町1－10－23ハートフルスクエアーG1階／☎268－1052）

■女の子と女性のためのあんしんつながり相談

不安や困りごとを抱える女性をNPOなどと連携しサポートします。◆**受付日時**　月～土曜日の午前10時～午後4時

12 市政情報

問 情報公開室（市庁舎2階／☎265－4141内線2283）

■行政資料の閲覧

情報公開室をご利用ください。

■行政手続制度

許認可などの手続きをより公正で分かりやすいものにし、市民の皆さんの権利・利益の保護を図るため、ルール（審査基準・処分基準など）を定め、担当窓口で公にしています。

■情報公開制度

開かれた市政を実現するため、市民の皆さんの請求に基づいて公文書の閲覧や写しの交付などをする制度です。

■個人情報保護制度

市が保有する個人情報を保護するための適正な手続きを定めており、市民の皆さんが自分の情報を確認したり、訂正や利用停止を求めることができます。

13 選挙

問 選挙管理委員会事務局（市庁舎12階／☎265－2161）

■選挙人名簿の登録

満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上岐阜市に住民登録されている人。

■選挙の際の入場整理券

選挙権があって、選挙人名簿に登録されている人には、選挙が行われる時に入場整理券を郵送します。届かない場合や紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所で申し出てください。

■期日前投票・不在者投票

投票日当日に都合が悪い場合（仕事や投票区外の用事など）、決められた期間に期日前投票または不在者投票ができます。

■郵便等投票

身体に障がいがあり、身体障害者手帳・戦傷病者手帳（いずれも定められた部位等級）、介護保険証（要介護5）をお持ちの人には、郵便による不在者投票の制度があります。また、上記の人で、身体障害者手帳における上肢もしくは視覚の障がいが1級、または戦傷病者手帳における上肢もしくは視覚の障がいが特別項症～第2項症の人は、代理記載の方法があります。

14 議会

問 議事調査課（市庁舎4階／☎214－6237）

■議会の傍聴

本会議・委員会の傍聴をご希望の人は、議会事務局受付までお越しください。

■請願・陳情

市政についての要望事項などを文書で提出する「請願」「陳情」には、記載事項などに定めがあります。詳細はお問い合わせください。

15 広報・広聴

問 広報広聴課（市庁舎5階／☎214－2387）

■広報紙「広報ぎふ」

月2回（1日・15日）発行。自治会を通じて各世帯へ配布するほか、事務所やコミュニティセンター・公民館などの公共施設、郵便局、コンビニエンスストアなどに配置しています。また、アプリを利用して読むこともできます。→裏表紙をご覧ください。

■点字版広報ぎふ、録音版広報ぎふ

月2回発行。広報ぎふの主な内容を点字または録音（カセットテープ・デイジー版CD）により、希望する人に送付しています。

■ソーシャルメディア

市の魅力を広く知ってもらうため、ソーシャルメディアの特性を生かした情報発信を行っています。→裏表紙をご覧ください。

- **岐阜市公式Facebookページ**
- **岐阜市公式Xアカウント**
- **岐阜市公式YouTubeチャンネル**
- **岐阜市公式YouTubeシティプロモーションチャンネル**
- **岐阜市公式Instagramアカウント（ギフスタ！）**
- **岐阜市LINE公式アカウント**

■テレビ・ラジオ広報番組

テレビ	あなたの街から岐阜市	ぎふチャン（岐阜放送）5月～3月 毎週㈫／18:20～18:23 月2回㈯／12:25～12:28
	ぎふっciao！	シーシーエヌ〈ケーブルテレビ〉 7月、9月、10月、12月
ラジオ	岐阜市！元気インフォメーション	ぎふチャン（岐阜放送）〔AM1431kHz/FM90.4MHz〕 毎週㈫・㈮　9:40～9:45／17:40～17:45〈再〉 ※〈再〉は1月まで
	とっておき岐阜情報「聴いてミント」	FMわっち（シティエフエムぎふ） 〔FM78.5MHz〕12:50～12:55 4月～12月 毎週㈪・㈫　1月～3月 毎週㈪

問 市民相談・消費生活課（市庁舎2階／☎214－6028）

■市長への手紙

市政についての提案や意見など、市民の皆さんの声をお寄せください。「手紙」の場合、用紙は市庁舎、各事務所などにあります。ファクスの場合、ふれあいファクスFAX**0120－433707**（シミンミナオーナー）へ。また、市ホームページ「市民ご意見板」からもお寄せいただけます。

16 市民相談

◆相談場所・問 市民相談室（市庁舎2階／☎214－6028〈予約専用〉）◎相談は無料です

相談種類	内容	相談日	時間
市政相談	市政に対する要望・意見（担当部署の案内）	月～金	午前8時45分～午後5時30分
くらしの相談	くらしの中での法的な問題（離婚、親子関係など）	月～金	午前9時～正午 午後1時～4時
交通事故相談	交通事故の示談・慰謝料・損害賠償など	火・木・金	
労働なんでも相談	労働に関する相談や社会保険などの手続きに関すること	金	
職業相談	就職に関すること	火～金	午後1時～4時30分
法律相談	民事・家事・刑事などの法律問題〈1人20分で要予約〉	月・水・金	午後1時～4時
行政相談	国の行政機関などに対する要望・意見	火	
人権相談	いじめや差別など人権に関すること	火	
不動産相談	不動産の取引・管理に関するトラブルや困りごと	第1～4火	
心配ごと相談	家庭などでの困りごとや心配ごと	第2・4水	
建築相談	新築・増築の諸問題、耐震診断など	第3水	
税務相談	所得税・相続税・贈与税などの税金に関すること〈1人20分で要予約〉	木	
登記相談	相続、不動産などの登記、供託など〈1人20分で要予約〉	木	
土地境界相談	土地の境界線（筆界）や土地・建物の調査・測量・表題登記に関すること	第2・4木	
行政手続相談	相続・遺産分割協議書・遺言、許認可手続きなどに関すること	第3金	
結婚相談	結婚を希望する人の相談、紹介〈第4日は要予約〉　**相談日直通☎262－2058** ※ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク（おみサポ・ぎふ）が利用できます	月（第4日の翌日を除く）・第4日	午前9時30分～正午 午後1時～3時

※くらしの相談・交通事故相談・職業相談は相談員の都合によりお休みすることがあります。

17 消費生活

問 消費生活センター（市庁舎2階／☎214－2666〈相談専用〉）

■消費生活相談

消費生活に関するトラブル、苦情や疑問などの相談をお受けし、クーリング・オフ制度の活用やアドバイスを行います。事業者との間に生じた個人情報に係る苦情、多重債務に関する相談もお受けします。無料です。

◆**日時**　開庁日の午前8時45分～午後5時30分

■消費者講座

暮らしに必要な知識や情報を生かすための講演会などを開催しています。悪質商法の被害を防ぐための各種出前講座を用意しているほか、「消費生活展」を定期的に開催しています。

■消費生活サポーター制度

消費生活について、研修会などを通じて自ら学ぶだけでなく、情報を広め、また消費生活センターにつないでいただく役割の「消費生活サポーター」を募集しています。